

平成二十三年二月二十一日提出
質問第八八号

地域自主戦略交付金の配分基準に関する質問主意書

提出者 山口俊一

地域自主戦略交付金の配分基準に関する質問主意書

今国会に提出された平成二十三年当初予算政府案に盛り込まれた地域自主戦略交付金については、総額が約五千百二十億円で、都道府県に交付されることは決まっているものの、その詳細、特にその配分基準は決まっておらず、予算計上もできずに戸惑っている都道府県が多いのが現状である。また当初予算政府案に盛り込まれた目玉事業であるにもかかわらずその配分基準が決まっていないことは国会軽視のそしりを免れず、これが当初予算政府案の審議の障害となっているところである。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

- 一 地域自主戦略交付金の配分基準について、いつどのような手続きで決定するのかお教えいただきたい。
- また、都道府県が自分の配分額を知ることができるのはいつ頃になるのか併せてお教えいただきたい。
- 二 地域自主戦略交付金の配分基準が示されないことで、都道府県からは戸惑い、諦め、そして怒りの声が出ているが、一のスケジュールで都道府県の予算編成や、事業実施に影響がないと政府は考えているのかお教えいただきたい。また、影響がないというのであれば、その理由も併せてお教えいただきたい。

- 三 地方交付税については測定単位、単位費用等算定に係る詳細まで法律で規定しているが、地域自主戦略

交付金の配分に係る事項についても同様に法律で定める必要はないのか、理由とともにお教えいただきたい。

四 自公政権下の平成二十年度に創設された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等、補正予算で創設された地方公共団体向けの臨時交付金については、景気対策に取り組む地方公共団体の便宜を考慮し、補正予算の国会審議前に配分基準を示していたと記憶しているが、事実関係はどうであるかお教えいただきたい。

五 地方公共団体向けの臨時交付金については、補正予算の国会審議前に配分基準を示していたのに、地域自主戦略交付金について国会審議前に配分基準を示さないのはなぜかお教えいただきたい。

六 地域自主戦略交付金の制度設計については地域活性化・きめ細かな臨時交付金を参考にするとのことであるが、配分基準や地域活性化・きめ細かな交付金が一次配分、二次配分に分けて行っていることについても参考とされるのかお教えいただきたい。

七 この度の、地域自主戦略交付金約五千百二十億円は、各府省所管の補助金を切り分けて拠出した補助金の総額であるとの認識でよいかお教えいただきたい。また、補助金総額を一括とすることで効率化される

ことがあるかどうかも併せてお教えいただきたい。

八 今回の地域自主戦略交付金は都道府県のみが交付対象であり、来年度から市町村が交付対象となると承知しているが、都道府県と市町村とで取扱いを区別する理由についてお教えいただきたい。また、地域自主戦略交付金は、対象事業を九事業に限定し、しかも金額の九割が継続事業分とのことであるが、これでは地方の自主性が保てるのか政府の認識についてお教えいただきたい。

九 地域自主戦略交付金の各都道府県への配分額の九割が継続事業分ということであるので補助事業の継続事業を多く抱える都道府県には多く配分されるように思われるが事実関係をお教えいただきたい。また、継続事業の量が少ない都道府県との格差が固定されることを危惧するが、格差についてどのように対応をするのかも併せてお聞かせいただきたい。

十 民主党政権が地方の自主財源を増やすことには異論はない。地域自主戦略交付金のように、一度国が地方から取り上げて再度分配するより、偏在性の少ない地方消費税を大幅に増やせば経費や使い勝手から地方には有益と考えるが、政府としての見解をお教えいただきたい。

右質問する。